## 市第80号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日提出

横浜市長 林 文 子

## 横浜市条例(番号)

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例(昭和48年6月横浜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 公共下水道の構造の技術上の基準等(第26条—第31条 )

を

「第5節 公共下水道の構造の技術上の基準等 (第26条―第31条)

第6節 浸水被害対策区域(第31条の2) ことである。

第2章に次の1節を加える。

第6節 浸水被害対策区域

- 第31条の2 法第25条の2に規定する条例で定める区域(以下「浸水被害対策区域」という。)は、市長が指定する区域とする。
- 2 市長は、前項の規定により浸水被害対策区域を指定したときは 、その旨を告示しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

浸水被害対策区域を指定するため、横浜市下水道条例の一部を改 正したいので提案する。

## 参考

横浜市下水道条例 (抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

目次

(第1章省略)

第2章 公共下水道

(第1節から第4節まで省略)

第5節 公共下水道の構造の技術上の基準等 (第26条 - 第31条)

第6節 浸水被害対策区域(第31条の2)

(第3章から第5章まで及び付則省略)

第 6 節 浸水被害対策区域

<u>、その旨を告示しなければならない。</u>

 第31条の2
 法第25条の2に規定する条例で定める区域(以下「浸水被害対策区域」という。)は、市長が指定する区域とする。

 2
 市長は、前項の規定により浸水被害対策区域を指定したときは

65